

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 28 年 6 月 24 日

収支等命令者

佐賀県警察本部警務部会計課長 佐 藤 次 郎

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 警備艇「はど」機関部整備業務
- (2) 業務の仕様等 入札説明書のとおり
- (3) 履行期限 平成 29 年 2 月 17 日(金)
- (4) 履行及び引渡場所 契約業者指定工場
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税義務者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和 41 年佐賀県告示第 129 号)に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る入札参加停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

- (1) 2の(1)の入札参加資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入の上、アの場所に直接持参して提出すること。

ア 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所  
佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7194

イ 申請書の入手先

アの部局又は佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

- (2) (1)については、平成28年7月19日(火)までに申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けること。

4 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届を平成28年7月27日(水)午後5時までに、5の(1)の場所へ持参し、又は郵送すること。提出された資料を審査の上、入札に参加する資格を有すると認められた者に限り、入札の参加者とする。

なお、審査の結果は、入札に参加しようとする者に対して文書で通知する。

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

佐賀県警察本部警務部会計課用度係

郵便番号 840-8540

佐賀市松原一丁目1番16号

電話番号 0952-24-1111

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 平成28年6月24日(金)から同年7月27日(水)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 (1)に同じ。

(3) 入札書の提出場所

(4)の場所に入札者が直接持参すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年8月3日(水)午前10時

イ 場所 佐賀県警察本部本館 1階 入札室

(5) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に(1)の担当部局に確認すること。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号及び第115条第3項第3号に該当するときは免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のないもの

カ アからオまでに掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができ

ないとき。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

ア 入札金額が、入札書比較価格（税抜きの予定価格）以下で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

(7) 詳細は入札説明書による。

(8) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 7 Summary

(1) The nature and quantity of the services to be purchased : maintenance and repairs of the patrol boat named Hado for midterm inspection

(2) Time limit for tender : 10:00 AM, August 3, 2016

(3) A contact point for the notice: Finance Section, Police

Administration, Department Saga Prefectural Police Headquarters,  
1-1-16 Matsubara, Saga-City, Saga, 840-8540 Japan;

Tel.0952-24-1111 Fax.0952-24-5972